

マイナンバー制度への対応

《実務入門編》

ニュース等でご周知の通り、近々にマイナンバーが記載された通知カードが市町村から住民票住所へ世帯主宛に簡易書留で郵送されます。加えて来年(平成28年)1月から税、社会保障、災害対策の分野でのマイナンバーの利用が始まります。これにより法人及び個人事業者等は従業員や扶養親族のマイナンバーを給与所得の源泉徴収票などに記載する他、個人等への家賃支払いにおける支払調書にも記載する等の作業が必要になってきます。

本セミナーでは、実務入門編としてマイナンバーの概要と民間事業者が行うべき対応について実務に近い話を中心に説明いたします。

- 国民としての番号制度における影響の具体例
- 従業員等へのカードが届かなかった場合の対応
- 従業員100名以下の企業が行うべき安全管理措置等の具体的内容
- 実務関連資料参照先、情報提供先サイト案内 他

日時

12月16日(水) 14:00~16:00

会場

よいところ井波 2階 (南砺市井波 3110-1)

講師

とやま県よろず支援拠点

サブコーディネーター 大野正晴氏

◎申込方法 下記申込書をご記入の上、各開催日の1週間前までにFAXにてお申込みください。

◎ご記入いただいた情報は、講習会の参加確認、万が一の中止等の連絡のほか富山県よろず支援拠点のアンケートや各種イベント案内に利用させていただく場合があることをご了承ください。

◎お問合せ・お申込み先 南砺市商工会井波事務所 担当：舟木 TEL：0763-82-0184 FAX：0763-82-0189

南砺市商工会井波事務所 行

FAX 82-0189

マイナンバー制度への対応 申込書

事業所名		参加者名	
TEL		FAX	

主催：南砺市商工会